百十四　第五章第三十三規則5の次に6として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

6　海上における遭難者を乗船させた船舶の船長は、当該船舶の能力及び限界の範囲内で当該遭難者を人道的に取り扱う。

百十五　第五章第三十四規則3を削る。（平成十八年七月一日効力発生）

百十六　第五章第三十四規則の次に第三十四―一規則として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

第三十四―一規則　船長の裁量

船舶の所有者、傭船者、第九章第一規則に定義する会社その他の者は、船長がその専門的な判断において、海上における人命の安全及び海洋環境の保護のために必要であるいかなる決定も行い、又は実施することを妨げ、又は制限してはならない。

百十七　第六章第五規則の次に第五―一規則として次のように加える。（平成二十一年七月一日効力発生）

第五―一規則　物質に関する安全データシート

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の附属書Ⅰの付録Ⅰに規定するＭＡＲＰＯＬ附属書Ⅰ貨物及び船舶用燃料油を運送する船舶は、当該貨物の積込みに先立ち、国際海事機関が作成する勧告に基づき、物質に関する安全データシートを備える。

百十八　第六章第七規則1.2中「第Ⅱ―一章第二十二規則」を「第二―一章第五―一規則」に改める。（平成二十一年一月一日効力発生）

百十九　第七章Ｂ部第十規則中「この第十規則の適用上、同コードの要件は、義務的なものとして取り扱う。」を削る。（平成十八年七月一日効力発生）

百二十　第九章第一規則3中「第Ⅱ―一章第二規則12」を「第二―一章第二規則22」に改める。（平成二十一年一月一日効力発生）

百二十一　第十一―一章第二規則中「第Ⅱ―一章第二規則12」を「第二―一章第二規則22」に改める。（平成二十一年一月一日効力発生）

百二十二　第十一―一章第三規則の次に第三―一規則として次のように加える。（平成二十一年一月一日効力発生）

第三―一規則　会社及び登録された船舶所有者の識別番号

1　この第三―一規則は、第一章の規定の適用を受ける船舶の会社及び登録された船舶所有者について適用する。

2　この第三―一規則の適用上、登録された船舶所有者については、主管庁及び第九章第一規則に定義する会社が特定する。

3　すべての会社及び登録された船舶所有者は、国際海事機関が採択する国際海事機関会社登録所有者識別番号制度に適合する識別番号を与えられる。

4　会社識別番号は、第九章第四規則の規定及びＩＳＰＳコードＡ部19.2又は19.4に基づいて発給される証書及びその認証謄本に記載される。

5　この第三―一規則は、4に規定する証書が二千九年一月一日以後に発給され、又は更新されるときに効力を生ずる。

百二十三　第十一―一章第五規則3の「含むこととする」の次に次のように加える。（平成二十一年一月一日効力発生）

（履歴記録には、当該記録が二千九年一月一日以後に発給され、又は更新されるときは、3.7及び3.10に規定する情報を含めるものとする。）

百二十四　第十一―一章第五規則3中、.7及び.8をそれぞれ.8及び.9とし、.9から.13までをそれぞれ.11から.15までに繰り下げる。（平成二十一年一月一日効力発生）

百二十五　第十一―一章第五規則3中、新たな.7及び.10としてそれぞれ次のように加える。（平成二十一年一月一日効力発生）

.7　登録された船舶所有者の識別番号

.10　会社の識別番号

百二十六　第十一―一章第五規則の次に第六規則として次のように加える。（平成二十二年一月一日効力発生）

第六規則　海上事故及び海上事故の兆候についての追加的な要件

主管庁は、第一章第二十一規則を考慮して、決議ＭＳＣ二五五（八四）によって採択した海上事故及び海上事故の兆候についての安全調査のための国際標準及び勧告方式のコード（事故調査コード）によって補完される条約の規定に基づき、海上事故及び海上事故の兆候の調査を行うものとし、

.1　事故調査コードの第Ⅰ部及び第二部の規定を完全に遵守する。

.2　事故調査コードの第三部に含まれる関連する指針及び説明資料は、事故調査コードの一層統一的な実施を達成するため、できる限り、考慮される。

.3　事故調査コードの第Ⅰ部及び第二部の改正は、附属書第一章以外の附属書に適用される改正手続に関連する条約第八条の規定に従い、採択され、かつ、効力を生ずる。

.4　事故調査コードの第三部は、海上安全委員会の手続規則に従い同委員会によって改正する。

百二十七　第十一―二章第一規則1.6中「第Ⅱ―一章第二規則12」を「第二―一章第二規則22」に改める。（平成二十一年一月一日効力発生）

百二十八　第十二章を次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生及び平成二十年七月一日効力発生）

第十二章　ばら積み貨物船のための追加的安全措置

第一規則　定義

この章の規定の適用上、

1　「ばら積み貨物船」とは、主として乾貨物をばら積みで運送することに使用される船舶（鉱石運搬船及び兼用船を含む。）をいう。

2　「単船側外板構造のばら積み貨物船」とは、1に規定するばら積み貨物船であつて次のいずれかのものをいう。

.1　貨物倉が船側外板で閉囲されているもの

.2　一又は二以上の貨物倉が二重船側外板によつて閉囲されている場合において、船側外板に対して直角に測つた二重船側外板の幅が、二千年一月一日前に建造されたばら積み貨物船において七百六十ミリメートル未満であるもの及び二千年一月一日以後二千六年七月一日前に建造された当該貨物船において千ミリメートル未満であるもの

これらの船舶には、貨物倉のいかなる部分も船側外板によつて閉囲されている兼用船を含む。

3　「二重船側外板構造のばら積み貨物船」とは、1に定義するばら積み貨物船であつてすべての貨物倉が2.2に定義する以外の二重船側外板によつて閉囲されているものをいう。

4　「二重船側外板」とは、船側が船側外板並びに二重底及び甲板に連結する縦通隔壁によつて造られた構造をいう。ホッパーサイド・タンク及びトップサイド・タンクは、これを取り付けた場合には、二重船側外板構造の不可分の一部を成すものとする。

5　ばら積み貨物船の「長さ」とは、現行の満載喫水線に関する国際条約に定義する長さをいう。

6　「固体ばら積み貨物」とは、液体又は気体以外の物質であつて、微粒子、粒子又はそれらよりも大きな物質の断片から成る通常は均一の混合物で、中間の封入形態をとることなく船舶の貨物区域に直接積載される物質をいう。